

Title	続・近時判例における民法七二四条後段所定の二〇年期間の問題性： 再審無罪判決、労災職業病、登記過誤その他関係事例
Sub Title	Problematik der 20 jährigen Verjährung des § 724 jap. BGB bei der neueren Rechtspraxis, II
Author	内池, 慶四郎(Uchiike, Keishiro)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1987
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.60, No.2 (1987. 2) ,p.73- 106
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	田中實・中谷瑾子教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19870228-0073

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

続・近時判例における

民法七二四条後段所定の二〇年期間の問題性

——再審無罪判決、労災職業病、登記過誤その他関係事例——

内池慶四郎

- 一 問題の所在
- 二 B系列・再審無罪判決関係事案
- 三 C系列・労災職業病関係事案
- 四 D系列・登記過誤関係事案
- 五 E・上記各系列外の事案
- 六 結語

一 問題の所在

本稿に先立つ拙論「近時判例における民法七二四条後段所定の二〇年期間の問題性——違法買収・売渡処分関係事
例」(法研五九卷一二号一—三頁以下)において、筆者は、従来七二四条後段の規定する二〇年期間の適用が問題とされ

た判例の類型・系列化を試み、各事案における加害者と被害者との関係、加害行為の態容、損害発生の場合といった視角から、二〇年期間がはらむ問題性を、とくに違法買収・売渡処分にかかる国家賠償請求事件について考察した。本稿では、同じ問題意識のもとに、事案の性質を異にする他系列の判例群を対象とした考察を進めるものである。

すなわち、本稿は、さきの分類に従って、B系列・再審無罪判決関係、C系列・労災職業病関係、D系列・登記過誤関係、E・上記A～D系列外の諸事案をとりあげることになる。

事案件数からみれば、前稿で扱った違法買収・売渡処分関係の事例がもっとも多く、全件数のほぼ三分の二を占めるのに対して、他系列事案は、今までのところそれほど多いものではない。しかし事案内容からすれば、A系列・違法買収・売渡処分関係事案の大部分は、戦後一挙に断行された農地改革における手続の瑕疵に基因する紛争であって、事件発生の規模は全国にわたり広汎に及び、現在までの実務処理件数は大きいとしても、それ自体としては一過性の紛争といえることができる。これに対して他系列、とくにCDあるいは系列外事案としてのEに該る事件は、今後になお増加する可能性が予測されるもので、従来看過され勝ちであった二〇年期間の適用をめぐる問題は、これらの事案において最も鮮明かつ端的に顕現することになる。また二〇年期間に関する新判例は、系列のいかに拘らず、常に先例の事案と理由付けとを意識して形成されているから、判例理論の考察は、他系列判例との連絡を顧慮する必要がある、考察対象を特定の判例群に限定して理論を一般化することは、危険である。後述するように、B系列事案における除斥期間説判例、C系列中の時効説判例は、それ以後の学説・判例理論に重大な影響を与えた点で注目すべき判例であるが、これらもまた各系列事案の特質との関係において、その理論的意義を正確に位置付ける必要があると思われる。その意味で、本稿は、前稿の作業の継続であるとともに、これを補完する仕事である。

二 B系列・再審無罪判決関係事案

再審無罪判決をえた受刑者あるいはその家族が、さきの違法判決およびその刑の執行により蒙った損害の賠償を国に対して請求した事案であり、①大阪地判・昭和四八年四月二五日(判タ二九五・二三一)、②大阪高判・昭和五〇年一月二六日(①事件控訴審・判時八〇四・一五)、③広島地判・昭和五五年七月一五日(判時九七一・一九)の三判決がこれに該る。本系列事案においては、国の違法な加害行為の態容が、違法判決よりそれに基づく刑の執行にまで継続し、受刑者の損害はその期間に対応して状態的に発生する形をとり、かつその損害賠償を求め権利行使は、刑の執行終了ないし再審による無罪判決の確定するまで、法律上あるいは事実上困難なことが、事案の特質をなすものである。¹⁾事件数はわずかであるが、再審の性質上、違法判決・刑の執行後長期間を経てから損害賠償の請求がなされる事案であるから、この場合に七二四条の二〇年期間がどのように適用されるかは、実務・学説上の重大な関心事となる。

①②事案は、昭和一七年に建造物放火の罪により懲役一五年の有罪確定判決を受けて服役の後、昭和二二年一月二四日仮釈放により出所、昭和三二年一月二五日刑期満了となった原告(とその家族)が、昭和四五年一月二八日に至って再審無罪判決(大阪高判・昭和四五・一・二八・判時五八六・三三三、同年二・三確定)を得たのち、さきの有罪判決に携った裁判官の誤判における過失を理由として、国家賠償法に基づいて慰謝料を請求したものである(本訴提起・昭和四六・二・二二)。争点は(イ)裁判官の過失の有無、(ロ)国家賠償法の適用の可否、(ハ)七二四条後段所定の二〇年期間の適用等の諸点であるが、①第一審大阪地判は、(イ)(ロ)を肯定し、(ハ)については、除斥期間未了と判示して、原告の請求を認容している。

国側は、刑事事件第二審判決は昭和一七年八月二一日、同上告審は同年一〇月二六日に言渡されているから、遅くとも上告審判決時より二〇年経過した時点で本件損害賠償請求権は除斥期間の経過により消滅しており、また判決を

不法行為とする賠償請求権の除斥期間の起算点を、刑の執行終了時に求めることはできないと主張したが、判決は、これを斥けて次のように判示する。

「除斥期間は権利の行使を限定する期限であり、権利の速やかに行使されることを意図して設けられたものと解せられるところ——本件不法行為が右判決言渡によって終了したのではなく、刑期満了時たる昭和三年一月二十五日まで（仮釈放後においては損害の発生が著しく減少したにしても、不法行為はなお刑期満了日までけいぞくしているとみるべきである）けいぞくしていたといわねばならないから、被告の抗弁を採用し得ない。のみならず、一般に無実の罪により有罪の確定判決をうけた者が、再審による無罪判決が確定しない間に、有罪判決に關与した裁判官の誤判に關する過失を理由として国家賠償請求ができるかどうかの問題については、当事者が同一であるため有罪判決の実質的確定力によって法律的に有罪判決の違法性を主張しえないし、また右の場合に国家賠償請求を認めることは、民事訴訟手続によって、確定された刑事判決の判定自体を覆し、実質的に刑事訴訟手続で認められていない方法によって、刑事判決を争いうる方途を認めることになるから、いずれにしても右の場合には、国家賠償請求は法律的に許されないとわなければならないのであって、このような状態にある時は、除斥期間を設けた趣旨に鑑み、再審による無罪判決が確定するまで、国家賠償請求権の除斥期間が進行しえない状態にあると解すべきである。」

本件では、国家賠償法（昭二二・一〇・二七公布・施行）附則六項に「この法律施行前の行為に基づく損害については、なお従前の例による」と規定されているところから、同法施行前に言渡された判決の執行が、同法施行後に及んでいゝる本件事例において、原告の請求が同法施行後の行為による損害の賠償請求として容れられるか否かが争われており、本判決は、行刑機関が刑罰の執行をすることは、法の命ずるところに従って確定判決を行うものである、それ自体だけをみれば違法とはいえないとしても、「国家が故意又は過失により違法に有罪判決をし、かつこれが執行として違法に刑罰権の行使を実現したものと」として、国の刑罰権行使として判決と行刑とを一体と捉え、原告は刑執行終了時まで拘留等により損害を受け続けていたものとして、同法施行後の刑の執行による損害について、その賠償請求を肯定したものである。

上記①判決に対して、国側は、職分・権限の異なる公務員の職務行為の集積から構成される「刑罰権の実行」なる包括的・抽象的行為概念が不明確で、国家賠償法附則六項、七二四条の適用基準に適しないこと、また裁判官の過失の認定に誤りがあること等を主張して控訴し、②控訴審判決は、前記争点のうち、(ロ)国家賠償法の適用、(ハ)除斥期間未了については、原判決の判断を維持したが、(イ)裁判官の過失に関しては、控訴人の主張を容れて、本件刑事事件の裁判官に過失なしと判示し、²²⁾ 原判決を取消して原告・被控訴人の請求を棄却した。除斥期間未了の理由を、判決は次のように説く。

「本件に適用される民法七二四条の除斥期間に関しては、対象となる右期間（筆者注・国賠法施行日より刑期満了日までの期間を指す）に互る継続的行為のうち本件訴状が送達された昭和四六年二月二日より遡って二〇年以前については除斥期間の満了していることを承認しなければならない。しかしながら、前記再審の無罪判決の確定によって本件各刑事判決に関与した各裁判官の過失を主張して右刑事判決の正当性を否定することは、民事訴訟に於ても許されることなく、本件損害賠償請求権の行使は権利者の主観的個人的事情を離れて、客観的にいけば制度的に行使を妨げる事情が存在したと云うべきである。そして損害賠償請求権は法律上不法行為の時より発生し存在するが、再審の無罪判決確定までは先の有罪判決を違法とし得ず、有罪判決の宣告、それによる刑の執行を違法とする国家賠償請求権を行使するには再審の無罪判決の確定を俟たなければならず、そして再審の請求には期限の定めはなく、再審の事由によってはその事由発生の証明自体に長期間を要し、更に再審無罪判決の確定を見るまでに長年月を要することは考えられるところであるから、かような長年月の後、再審による無罪の判決を得た者が、原刑事判決に関与した裁判官の過失を理由として、原刑事判決の執行により被った損害につき国家賠償を求めんとするに当って、既往の行為時より除斥期間の進行があるものとして、時に当然救済されるべき請求権が否定される結果を見ることは、憲法一七条、これをうけて定められた国家賠償法の趣旨よりして是認しえないのみならず、有罪の刑事確定判決を違法とする国家賠償請求権の行使を妨げる前記事情よりすれば、民法七二四条の解釈として、再審の無罪判決の確定までは除斥期間は進行しないものと解することも可能であり、本件の場合除斥期間の進行は再審無罪判決が確定した昭和四五年二月三日まで進行しないものと解すべきであるから、前記のとおり昭和四六年二月二日に訴訟が繫属した本件国家賠償請求権については除斥期間が満了していないこ

とが明らかである」。

その後③広島地判は、上記事案に共通する問題点について、上掲両判決とほぼ同旨の除外期間論を展開する。

事案は、大正四年に起った強盗殺人事件における容疑者として逮捕された原告が、翌五年中に無期懲役刑の確定判決をうけ、約一四年余服役の後、昭和五年一月六日仮出所、同四年一〇月二十九日恩赦により残刑の執行を免除されたが、仮出所後数次にわたる再審請求を申立て、昭和五年七月七日再審無罪判決（広島高判・昭五二・七・七・判時八五九・一三）を受けるに至った。昭和五年、原告（とその家族）より、前記有罪判決についての捜査官、予審判事、各審級判決に関与した裁判官らの過失を理由として国家賠償を請求したのが本件である。

国側は、原刑事判決が大正五年中に言渡されている故に除外期間が経過していると抗弁し、原告側は、除外期間の起算点は再審無罪判決の確定日あるいは残刑の執行が免除された日とみるべく、いずれにしても除外期間は満了していないと争う。判決は、上掲①②判旨と同様の理由から、国家賠償法施行後より残刑の執行免除までの期間は公権力の行使が及んでいるところから、右が公務員の故意・過失による違法な公権力行使であれば損害賠償の請求は可能であると、除外期間は再審の無罪判決が確定するまでは進行しないものとして、除外期間経過の抗弁を斥けたが、裁判官らの過失に関しては、経験則・探証法則の違背なしとして、原告の請求を棄却している。

「原告らが国家賠償請求の対象として得る行為は国家賠償法施行以後の刑の執行についてであるが、一旦有罪判決が確定すると、再審などの法定の手続による以外何人もその裁判は誤判であり無罪であることをもってその効力を否定することはできず、このことは有罪判決の正当性が民事訴訟としての損害賠償請求訴訟の前提問題として主張されるときも同様で、単に再審による無罪判決を経ることなく確定判決の違法を立証することが困難であるというような事実上の問題に止まるものではないといふべきであるから、本件損害賠償請求権についての除外期間は再審による無罪判決の確定までは進行しないものと解するのが相当である」。

本系列に属する上掲三判決の共通項として注目されることは、いずれの判旨も、七二四条の二〇年期間を「除外期

間」と解しながら、被害者における権利行使の可能性を顧慮して、期間未了と判断していることである。

まずB①判決は、「除斥期間は権利の行使を限定する期限」と説いて、除斥期間を単に権利の存続を予定する期間とする慣用的表現を避け、⁽³⁾ 権利行使可能性を配慮した期間起算点の選択を予告する。この視点から本判旨は二つの起算基準を提示する。その一は、違法な判決言渡から刑の執行までの過程を、国の違法な刑罰権の行使として、一体の継続的不法行為と理解し、その行為の終了時（刑期満了日）をもって第一次的に期間起算点とする原因行為時（継続行為終結時）起算の基準である（第一次基準）。その二は、再審による無罪判決確定までは、賠償請求が「法律的に許さない」故に、上記除斥期間は「進行しえない」とする、権利行使可能時による基準（第二次基準）である。従って、本判決は、一応原因行為時起算説の立場から、判決・行刑を継続的一行為として期間の起算点を刑期満了日（行為終結時）にとり、しかも権利行使が可能となる再審無罪判決の確定日まで、期間の進行を停止したもの、と理解してよいであろう。本判決が認める停止は、期間満了の停止（民法典が直接に規定する *Ablaufhemmung*）ではなくて、期間の進行ないし期間の開始の停止（*Hemmung*）であるから、起算点が違法行為終了時（第一次基準時）から、権利行使可能時（第二次基準時）に移されることになる。⁽⁴⁾

B②判決においても、B①判決の行為終了時、権利行使可能時という起算点決定の二重基準は維持されているが、この判旨では、期間の進行を停止すべき実質的理由がより強調され、従来の除斥期間—行為時起算説が最大の論拠とする法律関係の迅速安定という要請に優越するものとして、「時に当然救済さるべき請求権」が法定期間の枠を超えて存在することが明言されている。

B③判決の論旨は、ほぼB②と共通であり、除斥期間を未了と判断した上で、裁判官の過失を否定するという処理方法もB②と同様である。

但しB③判決は、期間起算の上で上記第一次基準にはふれず、「除斥期間は再審による無罪判決の確定までは進行

しない」として、もっぱら第二次基準のみにより起算点を判定している点が注目される。法的不能を権利行使上の障害とみる点も、さきのB①判決に共通する。

上掲三判決の事案において、期間起算点の判定に、刑執行終了時という第一次基準のみをとる限りでは、除斥期間—原因行為時起算説の枠内での問題処理であり、行為の継続する範囲で問題解決は延期されるにもせよ、ともかく行為終了後一定期間後に、損害賠償の請求は一律自動的に拒否されることになる。しかし第二次基準により権利行使可能性を保持する以上、再審請求に時間的限界がない限り、二〇年期間の終結は論理的には予定できぬことになるのであるが、判旨は、いずれも、この解決を妥当なものとして選択している。⁵⁾

以上を要約すれば、本系列の判例理論は、形の上で除斥期間—原因行為時起算という構成を採りながら、その実質は、従来一般の除斥期間に関する基本的理解とは、かなり隔たったものといわなければならない。違法な刑罰権の行使という継続的行為の構成によって、事実上の加害行為という素朴な原因行為の枠を大幅に拡大し、さらに「時に当然救済されるべき請求権」の存在を肯定して、期間の進行を無限定に停止させうるとするとき、七二四条の二〇年期間は、果して「除斥期間」なのであろうか。

(1) 本系列事案は、不法行為類型の上では、逮捕・監禁のように加害行為が継続して、その間損害が持続的に発生し、被害者の権利行使も抑圧されているという、状態的不法行為に属する。三年時効に関連して拙稿「継続的不法行為による損害賠償請求権の時効起算点」法研四八・一一・五二、二〇年期間との関連で同上五五参照。

(2) 再審事件の特質として、直接の原因である誤判の時から損害賠償請求がなされるまでに長い年月を要し（B①では約三〇年、B③では六〇年に近い）、請求を基礎づける証拠に乏しい事情がある。ここにおいて、二〇年期間を用いて、本案に立入らずに請求を門前払いにするか、それとも、故意・過失あるいは因果関係の立証責任の分担により事案を処理するか方が分かれるが、本系列の判例は、いずれも後者を採用している点が注目される。

(3) 今泉孝太郎・新民法総則四八〇、我妻栄・新訂民法総則四三七等、但し川島武宜・民法総則五七三、四宮和夫・民法総則二九二等は、除斥期間を「権利の行使を限定する期間」と定義する。

(4) 本系列事案においては、第一次基準によって起算点を刑の執行終了時にとった場合に、請求時には期間未了となるから、第二次基準として無罪判決確定日を持出す必要があったかどうかが問題となりうる。しかしB②判旨が説くように、請求時から二〇年を逆算すると、国賠法施行日と刑期満了日の間に応答日が来ることになるので、応答日以前の損害・行為については第一次基準からすれば、期間経過の可能性があり、再審判決が遅れるにつれて、全部について期間経過の結果を招来することになる。これを遮断するためには第二次基準による停止が必要となる。

(5) 原田尚彦・判評一八〇・一二六は、B①判決について、刑期満了までは違法な加害状態は継続していたと解することができるので、行為終了時とする第一次基準を肯定されるが、再審判決確定時という第二次基準に関しては、加害行為後に二〇年も経過したときは、当該行為の不法・行為性はもはやとりあげられないこととして法的安定を期するという七二四条の除斥期間の趣旨からして疑問がある、と説かれる。同判批は、第一次基準は、いわゆる直接請求可能説から支持され、第二次基準は再審経由説から導かれたものと推測されている。

しかし、私見は、直接請求、再審経由いずれの立場をとるかによって、二〇年期間の起算点が論理的に定まるものとは考えない。二〇年期間の立法趣旨が、もっぱら一定期間内の法的安定確保にあるとすれば、賠償請求に上記いずれの立場をとるとしても、第一次基準のみが決定的であるべきだし、二〇年が判旨の説くように権利行使上の制限にとどまるならば、いずれの立場からも、権利行使上の障害を起算点の決定上顧慮せざるを得ない(直接請求可能説でも、再審判決前の請求が困難である事実を否定するものではない)。むしろB①B③が、顧慮されるべき権利行使の困難を法的不能に限定するような表現をとることに問題があるので、法的障害と事実的障害とで区別する合理性の有無が問われる。この点はB②判決が、本件の権利行使上の障害が、権利者の個人的、主観的事情をはなれた客観的・制度的障害である旨を説くのは、責任分担の基準としての起算点をより正確に捉えているものと評価できよう。

三 C系列・労災職業病関係事案

この系列に属するのは、次の三件である。①東京地判・昭和五六年九月二八日(日本化工コム労災訴訟・判時一〇一七・三四)、②宮崎地裁延岡支判・昭和五八年三月二三日(松尾砒素鉍毒訴訟・判時一〇七二・一八)、③前橋地判・昭和

六〇年十一月二日（じん肺訴訟・判時一一七二・一五）。

本系列事案の特質は、私企業に雇傭された労務者の労災事件たる点で、上記A Bあるいは後掲D系列が公権力行使上の問題であることと異り、また不法行為の類型からみると、本系列では、継続的加害行為により進行性被害を生ずる点で、Aが単一行為型、Bが状態的不法行為型の行為類型に属することと区別することができる（D系列行為の性質について問題があることは後述する⁽¹⁾）。上記各事案においては、各種のがん、じん肺等の、潜伏期の長期にわたる重度の疾病が、直接の加害状況終了後にかんがりの年月を経て発症する事例について、二〇年期間の性質と起算点の決定が重要な争点とされている。事案内容はいずれも複雑であり、争点も多岐に分れているが、二〇年期間およびそれに関連する三年時効の問題に焦点をしばって、事案と判旨の要点を以下に検討しよう。

①事案。⁽²⁾クロム酸化合物の製造販売を業とする被告会社工場においてかつて製造作業に従事した原告ら二四二名（生存原告および死亡者の遺族原告）から、作業中クロム化合物粉塵ミストに曝露されたことにより、各種の健康障害、がん罹患し、あるいはそのため死亡するに至ったとして、被告に対して不法行為に基づく損害賠償を請求した。原告らの提訴は昭和五〇年末から同五五年にかけて一二次にわたり本件で併合審理されている。主たる争点は、各種健康障害・死亡とクロムの因果関係、被告における故意・過失の有無とともに、七二四条前段の短期時効、同条後段の二〇年期間の適用（さらに時効援用と権利濫用）等の諸点である。判旨は、因果関係、被告の過失を肯定し、時効・除斥期間の抗弁を斥けて、原告の請求を認容した。二〇年期間の性質と起算点について、判決は以下のように説く。

「被告は、民法七二四条後段の二〇年の期間については、『除斥期間』である旨主張する。ところで、右二〇年の期間の法的性質について、近時これを除斥期間と解する有力な学説があるけれども、同条前段には、『時効ニ因リテ消滅ス』と規定されていること、及び立法の経緯からしても、これが一般時効の規定であることは明らかであり、これを強いて除斥期間と解すべき理由はな

いので、前段と同様に時効期間と解するを相当とする。

——また同条後段の二〇年の時効の起算点である「不法行為ノ時」は、不法行為が終った時、本件でいえばクロム曝露が終了した退職時又は死亡時或は非クロム職場への配転時ということになるけれども、本件のように、クロムによる職業がんが曝露終了後二〇年以上の長い潜伏期間を経て結果が発生するような場合には、右損害について実質上救済されなくなる。したがって、被害者が通常予想しえなかった右のような損害については、顕在化した時、すなわち結果発生時から時効の進行を始めるものと解するのが相当である（鉱業法一一五条参照）。

三年時効については、本判決は、その起算点たる「損害を知った時」とは、加害行為が違法であって不法行為を原因として損害賠償を請求しうるものであることを知った時の意味であると解して、因果関係に争いがあるときは、その結論が行政庁などにより公的に示された時⁽³⁾から時効期間が進行すると説き、さらに「本件被害のように鼻中隔穿孔から呼吸器疾患、肺がん等の疾病に至る進行性かつ広範囲な被害については、損害を個々の損害として捉えるのではなく、各被害者の健康障害を全体的に一個の損害として捉える方がより合理的である」として、大多数原告については右損害認識時から三年以内に本訴提起があったものと判定した。但し、この基準によるも五名の原告については三年時効の完成をみることになるが、判決は、その一名については債務承認による時効中断を認め、他の四名については、被告が本訴原告以外の被害者に対して消滅時効を不問にしたまま損害金の支払にに応じているのに、原告らに時効を主張して損害金支払を拒絶するのは、「著しく正義公平の理念に反し、時効援用権行使の濫用として許されない」として、時効の抗弁を排斥している⁽⁴⁾。

本判旨は、七二四条後段の明文と立法経緯とを論拠として、二〇年期間は「一般時効」であり、これを強いて除斥期間と解すべき理由は無いと論断する（さきのA④大阪地裁昭和五三年三月三〇日・訟務二四・七・一三九六と同様の構成）。

問題は二〇年期間の起算点であるが、判旨は、本案案のような全身のかつ進行性の身体被害については個々の症状についてではなく、各被害者の健康障害を全体として一個の損害として把握すべきであると、しかも潜伏期間の長

い致命的疾患（被害者らの勤務開始時より肺がん等による死亡までの期間は、九年以上四五年の長期にわたり、原告一八名の平均潜伏期間は約二四年におよぶ）によるものであるから、もしも直接にクロムに曝露した時期（退職時、在職中の死亡時あるいは配置転換時までの就労期間）を加害行為時と解して、その行為終了時から期間を起算すれば、上記損害の救済が事実上不可能となることを指摘する。このような加害行為と被害状態の特質にかんがみて、判決は、二〇年期間の起算点として、原因行為時起算をとらず、損害の「顕在化した時」すなわち上記の「結果発生の時」から時効が進行すると説くのである。

判文は「被害者が通常予想しえなかった右のような損害については」と断っている⁽⁵⁾ので、結果発生時起算という判旨の結論が損害発生時起算説を原則として承認するものか、あるいは原因行為時起算説の例外的排除を意味するものか、いま一つ判然としないけれども、ともあれ、本判決は、本系列事案におけるような潜伏期間の長い進行性の全身の疾患という被害については、原因行為時起算説の予定する二〇年という固定的期間の枠に被害者の実質的救済を拒否する危険の实在することを明示するものとして注目される。

②事案⁽⁶⁾。本件は、上掲①と同様に、労災職業病の被害者から砒鉍の採掘・製錬を業とする企業の損害賠償責任を追究した事件であるが、被告会社における鉍山設備の譲渡、請負関係の介在等、複雑な雇傭関係が存在し、原告には被告会社と直接の雇傭関係のなかった被害者も含まれている。本事案で問題とされた砒素の発がん作用については、砒素および砒素化合物の長期・大量の曝露により、肺がん・皮膚がんが著しく長期の潜伏期を経て多発することが疫学的に認められており、かかる進行性疾患による損害の賠償が、原告らの退職後約一八ないし三八年後に請求されたところから、因果関係・過失の有無のほかに、各種請求権について消滅時効の起算点が、主たる争点となっている。原告らは、不法行為責任と併行して、被告の安全配慮義務違反を理由とする債務不履行責任および鉍業法一〇九条に基づく責任を主張しているが、本判決は、右各請求が選択的關係でなされたものと解して、不法行為責任についてのみ

判断し、加害行為の存在、因果関係、製錬・採鉱作業上の被告の過失を認め、時効の抗弁を排斥して、原告らの請求を認容した。

「七二四条後段には『不法行為ノ時ヨリ二〇年』とあるけれども、これを加害行為の行なわれた時から二〇年と解するならば、行為後一定期間を経て損害が発生する場合は、損害賠償請求権が発生する前にその消滅時効が進行を開始するという矛盾が生じ、消滅時効は権利を行使しうる時から進行を開始するとの一般原則（民法一六六条一項）にも背馳することとなり、殊に、行為後二〇年を経て損害が発生する場合は、それにつき被害者が全く救済されないという不当な事態を避けられないこととなる。

このような点に鑑みると、同法七二四条後段にいう『不法行為ノ時』とは不法行為の成立要件が充足された時、すなわち、加害行為があり且つそれによる損害が発生した時を意味するものと解するのが相当である。もっとも、通常の場合には、加害行為時に、仮に損害が未だ現実化、顕在化していないとしても、それが将来現実に発生すべきことの認識が客観的には可能である（従って損害賠償請求権も客観的に行使可能である）ために、その行為の時をもって損害が発生したものとみなし、従って損害賠償請求権も発生したものととして処理する、ひいてはその時から消滅時効の進行を開始するものと扱うのが相当と解されるけれども、損害の客観的認識可能という前提の充たされない場合には、右の擬制は採用しえず、損害が現実化、顕在化するまでは時効は進行しえないものというべきである。

更に、損害が相当期間にわたって、進行的に発生、拡大し、そのうち確定する進行性損害の場合は、時効の問題では全損害を一体としてとらえ、右確定の時から（すなわちその進行のやんだ時から）全損害につき一律に時効が進行を開始するものと解するのが合理的である（鉱業法一一五条二項参照）。

ところで、本件の健康障害は、皮膚や粘膜の刺激症状に始まり、砒素等の曝露終了後、長期間にわたって、次第に皮膚症状、多発性神経炎、慢性気管支炎、循環障害、じん肺症、更には肺癌等、広範、多彩な症状が出現、増悪するものであり、個々の症状は互に関連し合って健康不全状態を形成し、労働力低下、日常生活阻害等を招来しているものと評価すべきであるから、右各症状として顕われてきている原告等の健康障害は、その総体が一個の損害として、まさしく右にいう進行性損害にあたるものというべきである。

従って、本件損害賠償請求権の長期消滅時効は、前記見地に立って、新たな症状の出現がやんだ時、すなわち損害が確定した

時から、全損害につき一律にその進行を開始すると解するべきである。

ところで、本件においては、前記認定のとおり、原告等全員について、本訴提起の日——から二〇年前の日以降においても、新たな症状が出現したことが認められるから、本訴提起の時点においては、原告ら全員について、いまだ右長期消滅時効は完成していないことが明らかである。

本判決も、二〇年期間が時効であり、「損害が確定した時」から全損害につき一律にその進行を開始すると判示する点で、上掲①判決と趣旨を同じくするものである。

しかし興味深いのは、同旨の起算点に至る理論構成が本判決と①とでは微妙に異なる点であり、上記①の判決理由が起算点たる「不法行為ノ時」の解釈として、クロムによる職業がんのような特殊な進行性被害について例外的に損害発生時起算を採るような口吻をみせるのに対し、本判決は、正面から損害発生時説を展開するもので、七二四条後段に「不法行為ノ時」とは、不法行為の成立要件が充足された時を指すとして、原則として損害発生時を起算点と解している。すなわち損害発生時は、「権利を行使しうる時」から進行を開始する時効の原則に合致する元来の起算点なのであり、本事実もこの原則の適用をみるべきケースなのであるが、これに対して加害行為の当時すでに将来の損害発生が客観的に認識可能であり、権利行使が客観的に可能である場合には、行為時に損害発生が「擬制」されることにより、右行為時から時効が進行するけれども、損害の客観的認識可能性という「擬制」の前提が欠ける状況においては、時効起算点は、損害発生時の原則に復帰することになる。以上が②判決理由の主旨である。

三年時効についても、本判決は①判決と同様の観点から、本件健康障害の広汎多彩で進行性の症状よりして、障害の少くとも主要部分が加害行為に起因して進行的に出現・拡大したものであることの認識のない間は、損害全体についての賠償請求は不可能であるし、すでに出現した重要でない一部の症状についてのみの賠償請求に着手することも当然には期待できないとして、時効未完成と判示している。⁽⁷⁾

上掲①②各判決が、いずれも時効説の立場から起算点を損害発生ないし顕在化の時点に求めたのに対し、本系列事案でも、期間の性質については態度を保留しながら、原因行為（継続的行為）起算の方法により期間未了と判定した判決がある。③前橋地裁・昭和六〇年十一月一二日判決がこれである。

③事案。昭和二九年から同三八年八月まで期間・作業所毎に各別の雇傭契約を結んで被告会社のトンネル掘削工事に従事していた原告は、作業中の粉じん吸入によりじん肺に罹患し（昭和五二年二月二日労働基準局に対してじん肺健康管理区分の決定を申請し、同五三年一月六日付で管理四と決定されその旨の通知を受けている）、被告に対し契約上の安全配慮義務違反、不法行為に基づく損害賠償を請求。提訴は昭和五五年一月二三日。

判決は、不法行為責任の成立を認め、七二四条の短期時効⁽⁸⁾と除斥期間が経過した旨の被告の抗弁を斥けて、原告の請求を容認した。「七二四条後段の期間」について、判旨はいう。

「原告は昭和二九年から昭和三八年までの間被告の六か所の作業所において、各作業所ごとの雇傭契約に基づくものであっても、右期間中一貫して被告の作業所において稼働し、その従事した作業はいずれもすい道掘削工事という同様の粉じん環境下におけるものであること、さらに被告においても、原告の就業した各作業所を通じて、じん肺罹患の防止措置の懈怠という注意義務違反を継続してきたものであることからすると、原告が被告の各作業所において従事した全期間を通じて継続した一個の不法行為を構成すると解するのが相当であり、したがって民法七二四条後段の期間については、その最終期日である昭和三八年八月から起算すべきであり、右期日から本訴が提起された昭和五五年一月二三日まで二〇年間を経過していない」。

被告側は、除斥期間―原因行為時起算の前提から、各作業所ごとの就労期間に対応する各個の作業を原因行為と解して、提訴時から遡って二〇年以前の原因行為に起因する損害（本件では大部分の損害が該当することになる）について除斥期間が経過している旨を主張し、原告側はこれに対して、じん肺が加害行為後相当期間を経て発症し進行増悪する進行性被害であるところから、損害が進行を止め確定するまでは二〇年期間は進行を開始しないと解すべきこと、また仮りに右期間を加害行為時から起算するとしても、全体としての継続的加害行為の終了時として原告の退職時か

ら起算すべきであるとして争っている。

本判決は、原告の作業が全期間を通じて同様の粉じん環境下におけるものであり、かつ被告は各作業所においてじん肺罹患防止措置の懈怠という形で注意義務違反を継続してきた点を重視し、つまり被告の加害態容に着目して（この点上掲①②各判決が、進行性被害の特質を重視したと態度を異にする）、全体として一個の継続的加害行為の終了時として退職時を期間起算点としたものである。継続的不法行為とみても、各行為時から期間が逐次進行すると解すれば、本件被害の大部分は請求不能となるし、継続的行為の終了時を起算点としても、退職時より二〇年で救済の時間的限界が尽きることになるから、本件事案の請求認容は、かなりに際どい場面であった、ということにならう。

ともあれ、本判決は、二〇年期間の性質が時効か除斥期間かという問題に立入らず、継続的行為の構成により、この種の事案をある限度までは処理できることを、そして同時にその手法の限界を示すものとして注目されよう。すなわち被害者の救済と加害者の免責とは、このような行為時起算による限り、損害の現実化が、たまたま行為終了後二〇年内に起るか否かという偶然に左右されることになり、その期間設定も各国立法により区々に分かれているのである。

本系列判例を通観すると、ここでは、クロム、砒素あるいは粉じん等の長期的多量の曝露による各種の全身的健康障害、とくに潜伏期間の著しく長期にわたる各種がん、じん肺等の進行性被害が問題となる点において特殊の様相を示す。本系列判例のうち①②が時効―損害顕在・確定時起算を採り、③が継続行為終了時起算を採った実質的理由が、本件事案の上記特質の配慮にあったことは明らかである。それと同時に、上記各判例は、従前の多数判例——とくにA系列とB系列——が、原因行為時起算によって事案を処理してきた実務上の合理性を顧慮したはずである（これに對して、A系列中の除斥期間―原因行為時起算説の判例が、B、C系列事案のような事態を予想していたかどうかは疑わしい）。

ここにおいて①の採った理論構成は、他系列事案における原因行為時起算を原則的に肯定しつつ、本系列に固有な損

害の特質（予想不可能性）に則して損害発生時起算を合理化する方法であり、②は、これとは逆に、損害発生時起算の原則を貫きながら、従前の行為時起算の合理性を、損害発生時の擬制として、損害発生時起算の論理にとり込む方法を提示している。そして③は、行為の継続性の枠内で、従来の原因行為時起算の論理をなお維持しようとする。

①②両判決の理論に特徴的なことは、二〇年期間の起算点をめぐる従来の複雑な判例理論の対立を、時効説の立場から綜合統一する理論の構築が試みられていることである。A系列の従来の判例理論は、本系列の理論構成と無縁ではなく、B系列の理論は本系列に先駆するものであり、本系列においてもなお、判例理論の展開は、未完結の流動的過程にある、といつてよいであろう。

(1) 進行性被害と七二四条前段の短期時効の起算点の問題については、拙稿「継続的不法行為による損害賠償請求権の時効起算点」法研四八・一一・三一以下参照。

(2) 本判決の批評・研究として、西村健一郎「クロム禍訴訟第一審判決の意義」判時一〇一七・二、淡路剛久「クロム禍訴訟と因果関係」同上七、西原道雄「クロム禍訴訟一審判決における責任論」同上三、橋詰洋三「損害論」同上七、桑原昌宏「損害賠償請求権の放棄」同上二四、佐藤進「本判決と労働行政」同上二八、座談会「クロム労災判決の問題点」ジュリ七五八・五二、新美育文「クロム職業病判決の因果関係論と時効論」ジュリ七五八・七四、同「クロム労災訴訟判決について」判タ四五八・二五、保原喜志夫「クロム肺がんと使用者の責任」ジュリ七五八・八三等参照。

(3) 労働省がクロムによる肺がんを業務上認定の対象とすようになったのは、昭和五〇年八月二三日付基発五〇二号、同五年一月三一日付基発一四四号通達以降である。

(4) 前掲新美「クロム職業病判決」八二頁は、不法行為上の請求権と契約債権との差違、集団不法行為訴訟の特質から、橋詰「損害論」二三頁は、被害者保護の観点から、本判決の権利濫用論を支持される。

しかし、判旨が、被告において他の被害者の損害金支払に応じたことと、被害内容が共通することだけを理由に本件における時効援用を濫用とするのは、論拠が薄弱と思われる。他の被害者グループに対する被告の弁済、承認ないし交渉の経過が、本件原告の権利行使を妨げる何等かの影響を与えたか否か、あるいは本件の時効援用が原告との交渉の上で何等かの不当な動機によるものかどうか等の事情を積極的に論証することが、援用を権利濫用として否定するためには、必要であったと考える。

- むしろ三年時効の起算点を、直ちに基発五〇二号日付の五〇八年八月とした点にも問題があったかと思われる事案である。
- (5) 前掲新美「クロム労災訴訟判決について」二五頁は、七二四条後段の趣旨が被害者の認識の有無にかかわらず期間を進行させることにあるということからすると、「予想不可能性」を例外存否の判断基準とすることは若干疑問がある、と評される。
- (6) 中井美雄・判評二九六・二四は、加害行為の時を起算点とする除斥期間説判例について、「本件のような進行性損害の場合にはかく解することは合理性を反って欠くであろう」と批判し、本判決を支持される。
- (7) 判決は、主要病症についての因果関係が具体的資料により明らかにされた時点として、岡山大意見書が発表された昭和五〇年二月を、三年時効の起算点とする。
- (8) 三年時効の起算点について、本判決は「損害の認識ありとするには、単に自己がじん肺に罹患したことを知るのみでは足りず、その疾病の状態程度等を専門医等の診断に基づいて正確に認識した場合であることを要する」として、本件では、じん肺管理区分の決定を知った昭和五三年一月六日ころが、これに該ると判示する。
- (9) 三年時効の継続的不法行為に対する適用については、有名な大連判・昭和一五年一月一日(民集一九・二四・二三二五)が、損害の継続発生する限り「日ニ新ナル不法行為」に基づく損害として、逐次に時効が進行すると判示した先例がある。この逐次進行論を二〇年期間にあてはめてみると、就労期間中の行為継続に依り、それに対応する損害部分の賠償請求権が時効にかかるとする構成も抽象論としては可能である。本判決が継続的不法行為という構成を採りながら、その継続行為の逐次期間進行を認めず、行為終了時を起算点と解した実質的理由は、結局は本件被害の潜伏性・進行性に着目したからであろう。大判事案のような不法占拠型の、加害行為とともに損害が同時・明白に発生進行する事例と異り、本系列の被害においては、被害者の権利行使を確保するためには、期間の起算点ができる限り後退させる必要があるからである。かくして行為時起算説の許容限度として行為終了時が採られることになる。従って、ここでも、起算点の選択を決定したものは、行為ではなく、損害であった、ということにならう。

四 D系列・登記過誤関係事案

登記官の登記手続上の過誤により被害を蒙った者より国に対して損害賠償を請求した事案であり、二〇年期間が問

題とされたケースとして、次の三件があげられる。⁽²⁾ ①東京高判・昭和五七年四月二十八日(訟務二八・七・一四一一)、②宇都宮地裁大田原支判・昭和五七年一月二十九日(判時一〇八一・一一四)、③東京地判・昭和五八年二月二日(判時一〇九一・一一〇)。

本系列事案は、登記事務を担当する登記官の過誤行為が私権の公示・公証制度である登記簿上の瑕疵を招来し、これに起因して私人が財産上の損害を蒙るもので、損害発生について多く第三者の行為が介在するところから、被害者に対する国の加害行為の態容、その原因性等の判断上、独特の困難な問題を帯びるものである。

①事案。本件土地にA(明治三三年)、B(同三九年)の二重の所有権保存登記がなされ、原告の先代がB登記を信じて本件土地を買受けたにも拘らず本件土地所有権を取得できなかったのは登記官が誤って二重の保存登記をしたことによるものであるとして、原告より国に対し、本件土地相当額の損害賠償を請求(本訴提起・昭五四・九・二九)。第一審判決(東京地判・昭五六・四・二八訟務二八・七・一四一四)は、国賠法附則六項により国の賠償責任を否定し、原告より控訴した本件第二審で、国側は七二四条後段の除斥期間の経過を抗弁した。判決は、国賠法附則六項により国に賠償責任なしとする原審判断を維持して控訴を棄却したが、除斥期間の主張について、次のように答えている。

「仮に控訴人ら主張の各行為に基づく損害賠償請求権が発生したと認められるとしても、——二〇年の除斥期間の経過により、右請求権は、いずれも既に消滅したものとすべきである。控訴人らは、右二〇年の期間は——訴訟(筆者注・国がA登記に基づき本件土地を取得し、原告先代を相手とする所有権確認訴訟において勝訴した別件を指す)に対する判決が確定した昭和五二年一月二日から起算すべきであると主張するが、右期間は、法文上損害発生の原因をなす行為の時から起算すべきものと解されるから控訴人らの右主張は採用しない。」

本判決では、原告・控訴人の請求は、一、二審とも、国賠法施行前の登記官の行為による損害にかかるものとして否定されており、二〇年期間の判断は、その補強的理由付けとされているものであるが、原告・控訴人が、B登記が

確定的に無効とされた別訴判決確定時に損害は発生したもので二〇年期間もこの時点から起算すべきであるとした反論を斥けて、除斥期間—原因行為（登記官の行為）時起算の立場を明言したものである。

② 事案。数筆の土地の贈与を受けた原告が、所有権移転登記を申請したところ、本件土地について登記官の過失により移転登記がされないまま登記済証が交付された（昭三〇・一一・二八）。このため登記名義を有していた贈与者は本件土地を訴外人に売却、所有権移転登記した結果、原告は土地所有権を喪失するに至り、原告より国および贈与者を相手として損害賠償を請求（昭五一・五・二四）した。判決は、贈与者については不法行為による損害賠償義務を肯定したが、国の責任は、除斥期間の経過により消滅したものと判示した。

「民法七二四条の規定によれば、不法行為による損害賠償請求権は不法行為の時より二〇年を経過したときに除斥期間の満了により消滅し、そしてこれが二〇年の期間の起算点は文字どおり不法行為の時（損害発生の時ではない）と解すべきところ、前記事実からすると、本件土地を含めさきに原告から一括登記申請のあった二筆全部について、その登記申請の当日—原告に対し登記済証が作成交付されているというのであるから、これを以ってこれが登記手続は完了したものであるべきであり、従ってさきの登記官の本件土地についての登記の脱漏という違法行為も同日なされたものといふべきである」。

この判決に対しては原告・被告双方が控訴したが、控訴審判決（東京高判昭五八・一二・一九・訟務三〇・六・九四六）は、贈与者の不法行為責任については原審の判断を維持したが、国家賠償責任については、除斥期間や登記官の過失の問題にふれず、本件における土地所有権喪失と登記官の登記遺漏とは相当因果関係を欠くものとして請求を棄却している。

本件においては、登記官の登記遺脱という不作為による違法行為について、二〇年期間の起算点たる「不法行為」の成立・完了時をどこに求めるかが、主たる争点となっている。³⁾ 国側は、登記済証交付時点までに登記記入がなされなかったことにより違法行為が成立・完了したものととして除斥期間経過を主張したのに対して、原告は、登記官は登

記簿上利害関係ある第三者が登場するまでは申請に基づく登記をなすべき義務を免れない故に、本件では訴外人に移転登記された時点まで登記官の違法行為は継続していたとみるべきこと、また二〇年期間は時効であり、その起算点は損害発生日と解すべきであると反論する。

判決は、申請に対応した登記をする是正措置と、登記遺漏という違法行為の成立とは、「一応別個の問題」であるとした上で、一般に申請に対応する行為がなされない場合には、これが通常であればなされたであろう期間内にそれがなされなければ違法行為が成立すると説き、登記簿への記入がないままに登記済証の作成交付がなされている本件では、「これを以て登記官の違法行為は成立し、かつ完了したもの」と判示する。すなわち除斥期間—原因行為時起算説をストレートに登記官の登記遺脱という不作為に適用した例である。

③ 事案。本件土地について二重登記が存在し、公図上も誤りがあったところから、原告は、訴外A所有地と信じてAから本件土地を買受けたところ、Bより建物収去・土地明渡訴訟を提起され、原告はBとの間に本件土地を買受ける旨の裁判上の和解を結び代金を支払っている。右損害は登記官の過誤に起因するとして原告より国に対してその賠償を請求した（分筆登録・昭二六・七・二六、分筆登記・同年一〇・四、本訴提起・昭五六・五・二六）。

判決は登記官における過失の不存在ならびに除斥期間経過を理由として請求を棄却。その理由を以下のように判示する。

「民法七二四条後段所定の『不法行為ノ時ヨリ二〇年』とする期間については、——画一的に不法行為の始より起算することとして、被害者側の権利行使の可否を考慮することなく期間の進行を認めて法律関係の速かな確定を図ろうとしていること、一般の消滅時効の期間を倍加し二〇年というかなりの長期間が定められており、その上更に中断を認めて期間の伸長を許すことはその趣旨に背反することなどから考えると、右の二〇年は除斥期間であると解するのが相当であり、その起算点の『不法行為ノ時』とは損害発生の原因をなす加害行為がなされた時、すなわち字義どおり加害行為が事実上なされた時と解すべきである。そこで、これを本件についてみるに、——右登録ないし登記の時から本訴提起までに既に二〇年以上経過しているのであり、仮に右登録

及び登記の際に登記官に過失があり原告主張の損害賠償請求権が発生したとしても、右二〇年の除斥期間が経過したことによって既に消滅したものとわざるを得ない。

本判決に対して原告より控訴したが、控訴審判決（東京高判・昭五九・一〇・三〇・判時一一三六・六〇）は、原告・控訴人は訴外人から本件土地を有効に買受けていたもので、本件土地所有権を取得しえなかったことを前提とする本訴請求は理由がないとして、除斥期間の問題にはふれずに控訴を棄却している。

本件第一審判決が、明瞭に除斥期間—原因行為時起算説の立場—A系列⑬⑭⑯等の判例理論の忠実な再現—を貫ぬき、その起算点を二重登記がなされた分筆登録・登記の時点に求めて、原告側からの損害発生時ないし違法行為継続の主張を斥けている点は、上掲①②判旨と共通するものである。

以上各事件に共通する本系列の特質を考えると、第一には、私権の公示・公証という登記制度の性格上、ここに違法行為とされる登記官の過失は、それ自体が独立して直接に損害を招来するのではなく、その過失に結付く第三者（偽造登記済証による申請、二重譲渡等②、場合によっては③の和解における買取のように被害者自身の行為）の行為等により損害発生に至る例が多い。損害発生に対する原因の競合性という、本系列事案の特質は、刑罰権行使（B系列）や買取・売渡処分（A系列）とは趣を異にする登記事務処理上の公権力の性格と相まって、過誤登記と損害との間の因果関係の判断、登記官の過失の有無の判定を、おのづからデリケートなものとする②における因果関係の否定、③における無過失の判断参照④。そしてこのことは、二〇年期間の起算点とされる行為の「原因性」自体にも疑問をもたらすことになる⑤。第二に、二重登記、不実登記、登記遺漏等は、かかる過誤を招来した登記官の過失行為をそれ自体よりも、その結果たる違法な過誤登記が持続している事実が、不動産取引の障害となり、これを信頼する取引当事者に不測の損害を与えるものである。この点で、本系列の不法行為の態容は、上掲判例のように単一行為型の不法行為とみるべきではなく、むしろその設置、保存、管理に瑕疵のある工作物、营造物（民法七一七、国賠法二条等）の所有者・占有者の

責任に類似する⁽⁶⁾。従って本系列事案においても、二〇年期間の起算点決定については、加害行為の継続性・状態性と損害発生との関連性を顧慮すべき必要がある⁽⁷⁾。そして第三に上記の違法行為と被害者との具体的・現実的接点の問題がある。①③事件の被害者らは、過誤登記を信頼して取引に入ったものであり、それ以前においては過誤登記手続とは何のかわりもないもので、かかる被害者にとって、登記官の過去の過失行為時を起算点として期間進行を認めることには、何の合理性もないであろう(②事件の被害者は、自己の申請した登記遺漏につきその過誤を発見し、将来の損害を回避する可能性が問題となりうる。加害行為の相対性)。

(1) 偽造の登記済証を添付した登記申請書によって登記官が誤って所有権移転登記手続をなし、右登記を信頼して無権利の登記名義人と取引した者が蒙った損害について、最一小判・昭四三・六・二七・民集二二・六・一三三九は、登記官の過失を認定し、右過失行為と損害との間に相当因果関係ありとして、国家賠償法一条の責任を肯定する。

(2) 本系列と類似した事案として、大阪地判・昭五三・二・二七・判タ三六二・二四八は、戸籍事務における係官の過失に基づく国家賠償請求に対して、七二四条の二〇年の除斥期間の経過と、相当因果関係の不存在とを理由として請求を棄却している。本判決が起算点と解したのは、違法な民事局長通達(昭二三・一・二九)に基づく戸籍編成(昭二四・三・二八)であり、提訴は同五一・一・一二。

(3) 東京地判・昭三八・一〇・二六・訟務一〇・二・三五三は、登記官が仮差押命令の嘱託登記を遺脱したため被保全債権の弁済を受けられなかった債権者の国家賠償請求について、遅延損害金発生時期に関連して、登記遺脱による不法行為の成立時期を損害原因たる事実の発生が確定的となった時として、第三者のため嘱託に係る登記に優先する内容の登記がなされて、遺脱の懈怠を是正する余地がなくなった時と判示する。不作為の行為時と損害の連絡に注意。

(4) 村重慶一「判例にあらわれた登記官吏の過失をめぐる国家賠償」民事研修八四・二〇は、登記過誤事件で、官吏の過失行為と損害との間の因果関係が最大の問題となることを指摘される。

(5) 本系列①②③を通じて、いずれも除斥期間のみでは問題が処理されていない点が目される。

(6) 道路・用水路等の設置・保存上の瑕疵に起因する損害が問題となったケースとして、東京地判・昭五九・五・二九・判時一一五六・八二参照。公共溝渠の管理に瑕疵ありとして国賠法二条に基づく請求を認容し、三年時効の援用を信義・公平の原

則を理由に斥けたものである。本類型については、拙稿・法研四四・三・一五九参照。

(7) 滝沢幸代・判評三一六・二八は、③事件一審判決について、「その判旨のように起算点を単純に加害行為時に求めるならば、登記簿の記載等に関してはいかに重大な過誤があっても二〇年の経過と共に登記官の不法行為責任を追及することはできなくなるわけであり、登記簿の使命や不動産取引の実体に鑑みて、余りに不当な結果を導くであろう」と評される。座談会・訟務二四・一・別五七頁の局長発言も、登記法上公示すべきでない登記を公示したことの責任が問題なので、受付けたことの責任が問題ではない、との指摘がなされている。

五 E・上記各系列外の事案

上記A B C D各系列は、当事者関係あるいは加害態容と損害情況から、従来の判例事案を類型化したもので、もとより生起しうる全ての不法行為紛争を網羅するものではない。上記いずれの系列にも属さない判例の中にも、二〇年間の適用上重要な判旨を含むものがある。

①福島地裁磐城支判・昭和五八年一月二五日（判タ五〇六・一四三）、②福岡高裁宮崎支判・昭和五九年九月二八日（判時一一五九・一〇八）、③名古屋地判・昭和六〇年一月三二日（判時一一七五―予防接種ワクチン禍東海地方訴訟）をとりあげよう。

①事案。原告は、旧陸軍に現役兵として勤務中、昭和一六年五月二〇日乗馬訓練に際して上官であった被告より殴打等の暴力行為をうけ重傷を蒙り、その後遺症として難聴等の障害を来し、昭和五七年に至り、被告に対して前記暴力行為による心身の苦痛ならびに後遺症の被害について不法行為に基づく慰謝料を請求した。提訴に先立ち昭和五六年四月ころ、被告は原告に対して、前記暴力行為の事実を認め、「責任は取りませう」云々の回答をした事実が認定されている。本訴訟において被告は七二四条後段の二〇年の時効を援用したが、判決はこれを斥けて次のように説く。

被告は「時効完成後に本件不法行為事実を自認し、その債務を承認したものであり、このような場合は、時効完成の事実を知っていたときにはもちろん、知らなかったときでも、信義則に照らし、その後右債務についてその時効の援用をすることは許されない」といふべきである。

なお、不法行為に基づく債権の二〇年の消滅時効期間（民法七二四条）について、これを除斥期間と解する説もあるが、そのように解したとしても右の結論を否定する理由はない。

本件は、二〇年期間経過後の債務承認が問題となった珍しい事例であり、被告の時効援用が、時効完成後の債務承認を理由に、信義則違反として斥けられて、慰謝料の請求が容認されたものである。⁽¹⁾ 本判決は時効説に立ち、時効とみる限り、時効完成後の弁済や承認が有効となることは学説・判例上異論をみないところであるが、判旨は、二〇年期間を仮に除斥期間と解しても、右除斥期間の主張が信義則違反として斥けられるという結論は変らない。⁽²⁾ この点で、本判決は、前掲A⁽³⁾判決が、除斥期間に援用なく（従って利益放棄もなく？）、援用権の濫用なしとした論理に対立し、後掲E⁽⁴⁾③判決が、時効と除斥期間とで権利濫用の適用上区別なしとする立場と共通する。

本件事案は、暴力行為による傷害事件であるから、単一的加害行為による損害即時発生型（難聴という後遺症の問題はあるが）の不法行為とみてよく、起算点につき、いずれの立場をとるにしても、提訴時には期間満了となり、期間経過後の債務承認という問題に直面することになる。⁽³⁾

二〇年期間を仮に除斥期間と解したとしても、本件事案において期間経過後の承認や弁済を否定する合理性はないであろうから（説明に多少の工夫は要としても）、時効説と同様の結論に落付くことは判旨の説くとおりに思われるが、もしも除斥期間が論理必然的に時効と異なる効果を予定するものだとすれば、本件事案のような事例では、二〇年を除斥期間と解する結果の妥当性が疑われることになるし、実務・理論上、より重大な問題として、七二四条自体の中で、前段の三年期間の時効的処理と、後段の二〇年の除斥期間的処理とは衝突を来し、両期間がともに満了している場合

には、その解決に窮することにならう（時効と除斥期間との競合問題⁽⁴⁾）。本判決の時効的解決は、この点でも、三年期間の時効たる性質と調和するものであり、この問題は次の②③事案で具体化することになる。

②事案。昭和二四年二月中、米軍の不発弾処理作業に伴う防火活動に従事した際、爆発事故により重傷を受けた被害者とその家族より、国に対して国賠法一条に基づき損害賠償を請求した事件である（提訴・昭五二・一一・二七）。国側より七二四条の三年、二〇年両期間の経過を主張したが、判旨は国側の抗弁を信義則違反、権利濫用として斥け、原告らの請求を認容した。⁽⁵⁾

「民法七二四条後段所定の二〇年の期間は、その「二〇年ヲ経過シタルトキ亦同シ」として前段の「時効ニ因リテ消滅ス」を承けた規定の文言、立法者の消滅時効であるとの説明、加害者及び損害の認識を前提とした不法行為に独特の三年の短期時効を補充するものであること、時効の中断、停止、援用を認めないと被害者に極めて酷な場合が生ずることなどに照らし、消滅時効を定めたものと考え、たとえ、これを除斥期間を定めたものとして、被害者保護の観点から時効の停止、中断を認め、いわゆる弱い除斥期間（混合除斥期間）であるというべきである。

そして、その起算日は、同条後段の「不法行為ノ時」という法文や長期時効設定の趣旨からみても加害行為の時であるというべきであり、本件では事故発生の昭和二四年二月一日であって、その後の個々の損害の発生日ではない。

したがって、本件の損害賠償請求権は、中断などが無い限りは一応長期時効が完成しうる状態にある、とみた上で、判旨は信義則・権利濫用論を展開する。

「本件事故直後鹿兒島地区警察署長名で同署が本件不発弾処理に全く関与せず——という事実を反した被害調査書が作成されたため、爾後その責任の所在が不明となり、その結果、控訴人らが——被控訴人の委任事務を担当する鹿兒島県庁の係員などに必死に被害の救済を訴えても要領を得ず、たらい回しにされ所管部局も判明しないこととなったことが認められる。——そして控訴人らは——本件事故後現在にいたるまで——被控訴人の出先機関等に何度となく被害の救済を求めているのであって決して権利の上に眠る者とはいえないし、そもそも消滅時効ないし除斥期間は主として弁済者の二重弁済を避けさせるための制度であるから、本件のように被控訴人が損害賠償債務を履行していないことが当事者間に争いがなく明白な場合には時効などの保護を与

える必要性に乏しく、時効等はできるだけ制限して解釈するのが相当であることに照らし以上の各事由を綜合して考えると、被控訴人が本件事実関係のもとにおいて——消滅時効を援用ないし除斥期間の徒過を主張することは、信義則に反し、権利の濫用として許されないというべきである（なお最判昭五一・五・二五・民集三〇巻四号五五四頁参照）¹⁾。

本判決は、三年時効の援用についても、事実²⁾に反する前記被害調査書のために、事態の正確な情況認識が不可能となった点を重視し、「自らその判断を誤らせる証拠を作成した被控訴人において、控訴人らに加害者が被控訴人であったことが認識し得たものとして、その判断の誤りを咎めることは信義則に照らし許されない」として、受傷当時における控訴人の「加害者」の認識を否定し⁶⁾、かりにこの認識時から時効進行があるととしても、その時効援用は、前記二〇年時効の援用と同一理由により信義則・権利濫用の法理から許されないと判示している。

本判旨は、二〇年期間について明瞭に時効—原因行為時起算説をとる点で、A⑫判決と共通し、C①②判決が時効—損害発生時起算説をとるのは趣を異にするが、爆発事故による負傷という事案の性質からすれば、いずれの起算点からも期間は満了することになる。

判旨が最も力点を置く時効援用の信義則違反・権利濫用という論点については、「いやしくも自己の損害賠償責任が明らかであるのにその責任を免れるため加害行為への関与を隠蔽するような公文書（被害調査書）」の作成により責任の所在が不明となり、被害者の権利主張が妨げられたという本件事例では、国の時効援用が信義則に反し権利濫用となるのは明らかであって、この判断は、援用を要しない除斥期間についても同様と思われる。加害者側よりする権利行使の妨害が時効援用を権利濫用・信義則違反とする典型例である点は学説も異論はないもので、本件は不実公文書の例をこれに加えたことになる。

本件においても、同一の請求権に対する三年と二〇年との期間が競合して問題となり、本判決は、両期間ともに時効と解して、時効援用上、共通の処理を与えていることが注目される。

③ 事案。本件は、種痘、百日せき、インフルエンザ等の予防接種により発病し死亡あるいは重篤な後遺症等の被害を蒙った本人・家族ら（二四家族・六三人）より、国を相手として、安全配慮義務違反による債務不履行責任、国家賠償法一条の責任、損失補償責任等を追及した事件で、提訴は昭和五一年より五七年に及んでいる。原告らが事故にあった時期は、いずれもかなり以前（戦前一、昭和二〇年代一、同三〇年代四、同四〇年代一八）であったところから、被告国側は、上記各請求権について時効、除斥期間等の抗弁を提出。判決は、国家賠償法の責任のみを肯定し、因果関係、国の義務違反、接種担当者の過失を認定して一部原告の請求を認容したが、七二四条所定の三年と二〇年との両期間の適用を検討した上で、国側の抗弁は権利濫用として許されないものと判示した。

判決は、まず三年時効の起算点について、行政救済措置上、発生事故と予防接種との因果関係を認定されたことを知った時から、原告らは加害者を知ったものとして三年時効が進行するものとして、時効期間の満了を認めてはいら^{（7）}が、本件の場合には時効の援用は援用権の濫用に該るとする。その理由として判決は、予防接種が伝染病予防という公益のため一定割合で犠牲者の発生することを知りながら国が強制するものであること、被害者側に過失その他の帰責事由がないのに、一旦事故が発生すればその損害が甚大であること、その余の国民はこの犠牲の上に伝染病を免れ健康を享受していること等をあげる。

「このような事態の下にあっては、被害者の救済は全国民すなわち被告国の責務でなければならず、単に時間が経過したとの一事をもって被告がその義務を免れるとするのは著しく正義に反し、到底許容できないものである。——本件の如き場合において、被害者を権利の上に眠る者と評価すること、或いは現状を固定して損害賠償請求を封鎖することの不当性は明らかであり、結局被告の消滅時効の援用は援用権の濫用として許されない。」

判決は、二〇年期間の起算点については、被告側が予防接種時（原因行為時）を主張し、原告側が被害の未確定性・予見不能性あるいは予防接種後の行政救済措置までの加害行為の継続をあげて争ったのに対して、答えていう。

「接種後程経ずして重篤な後遺障害が発生していたのであるから、今日の症状も発症当時予見できなかったものである」とはできず、従って発症の時から二〇年の期間が進行するものとすべきである」。

ついで、判決は、二〇年期間の性質および権利濫用の問題について次のように説く。

「民法第七二四条後段は、前段に『損害賠償ノ請求権ハ…時効ニ因リテ消滅ス』とあるのを承けて『二〇年ヲ経過シタルトキ亦同シ』と規定しているのであるから、これは文言上当然前段と同じく消滅時効に関する規定である。被告はこれを時効とは性質の異なる除斥期間であると主張するが、何らの援用を要しない除斥期間というが如き概念は明文に反し、条文の規定のあり方としても採用できないものであると考えられる。被告主張の如く解する見解があることは当裁判所も熟知するところであるが、採用の限りでない。

被告がここで七二四条後段を引用するのは時効の援用の趣旨であると見るのに十分であるが、時効の援用については本項五4（筆者注・三年時効の援用の濫用を指す）で述べたことがここでもそのまま該当するのであって、結局被告の右主張は同じく時効援用権の濫用として失当であることに帰する。

もっとも、消滅時効といい、除斥期間といっても、その機能は要するにある事実が発生してから一定の期間が経過したことを理由として賠償請求権を有する者の請求を封鎖することであり、債務者が時効を援用し、又は除斥期間が経過したことを主張するのはいずれも講学上の抗弁に他ならない。当裁判所は右の抗弁の主張自体を権利の濫用と解し、これを許さないとするものであるから、概念上除斥期間としたからといって結論に差が生じ得べきものではないのである」。

以上のように、本判決は規定の明文を根拠として時効説を採用し、その起算点を障害発症時に求めている。損害発生時起算の立場に立ちつつ、本件事案では接種直後（同日）に重篤な症状が発現しているところから、直ちに全損害について時効の進行をみとめたものであろう（この点において長期間の潜伏期を伴うC系列の病状と異り、単一行為傷害型に属する）。進行性被害においても、将来の進行過程が客観的に明らかな程度にまで進行した段階では被害者の全損害について権利行使が可能となり期待できるから、その時点で時効進行を認める合理性がある。いずれの基準でも、本件事例では期間満了となるケースと思われる。

多少問題があると思われるのは、本件における時効援用の濫用を認定した基準であり、一般的に公権力による接種の事實的強制に伴う犠牲者の不可避性、被害者に帰責事由のないこと、被害内容の悲惨なこと、その犠牲のもとに国民が健康を享受すること等の事実が存在する事は疑ないが、国の犠牲者救済の責任を不法行為責任として追及する限り、上記の諸事情から直ちに七二四条の適用を排斥できるものかどうか、疑問なしとしない。むしろ、強制的に実施された医療過誤という加害行為の特質、被害状況、あるいは行政救済等をめぐる国との交渉経過等について、被害者の権利行使が期待できるものであったか否かを、より具体的に検証する必要があったと思われる。

ともあれ、本事実も、前掲②事実と同様に、七二四条の三年時効と二〇年期間とが、ともに経過している期間競合の場面であり、判旨は権利濫用の法理を適用する上で両期間に共通する解答を示していることが注目される。除外期間と時効との機能あるいは抗弁としての差異如何という一般論はおくとして、本判決は、七二四条の二〇年期間自体については、権利濫用の面では三年の処理と区別すべきではないとして、時効による統合的解決をはかったものといえる。

本系列事案の共通頃として、ここにたまたま現れた重要な問題は、同一の損害賠償請求権について七二四条の三年と二〇年の両期間がともに満了した場合の処理をどうするかという、いわば請求権競合と逆の形で、権利否定原因としての期間競合・衝突の問題である。⁽⁸⁾ 上掲各判決がいずれも時効説の立場から具体的結論を導き出した上で、仮に除外期間と解してもその結論にvarietyなしと判示していることは、全体としての時効的解決により、両期間の適用における矛盾・衝突を避けるとともに、その結果の妥当性を承認しているもの、と評価してよいであろう。

(1) 時効完成後に債務承認した者の時効援用を信義則により否定した先例として、最大判・昭四一・四・二〇民集二〇・四・七〇二。

(2) 徳本論文二四三頁は、学説上除外期間は援用の觀念をいれる余地のないものと解されているから、上記最高裁判決の射程

距離を、当然に除斥期間に及ぼすことには無理があるとされつつ、妥当な解決という観点からは、請求を容認した本件判旨結論がより公平の観点に合致すると評される。

- (3) 除斥期間説の立場から浅野教授は、二〇年期間の利益放棄がどのような形で問題になるかを問われているが(判タ・三九一・五四)、本件は時効完成後の承認という形での実例を提示する。
- (4) 三年と二〇年の両期間が満了する前に時効中断事由を生じた場合に、二〇年期間について、これを全く無視してよいか。また三年と二〇年との両期間が満了した後に、仮に加害者が慰謝料の全部あるいは一部を支払ってから、錯誤弁済として返還を請求した場合は、どうなるか。三年時効完成後の弁済は有効で、二〇年除斥期間経過後の弁済は無効となるのか。
- (5) 本判決評釈として、徳本・判評三二四・一八参照。教授は判旨結論を支持されつつ、公益上の要請に基づく除斥期間について中断が認められるか、またその主張に信義則・権利濫用が適用されるかどうかは今後に残された問題であると説かれる。筆者は、義務者が何等かの方法で不当不法に期間内の権利行使を妨げたような場合に、除斥期間の主張が信義則違反ないし権利濫用となる点では、時効援用と区別すべき理由はないと考える。反面において一般条項の無制限な濫然たる適用が、制度定立の基礎たる利益判断を無視するに至る危険をはらむことは、時効も除斥期間も変りはないのである。後述③判旨に対する私見、拙稿・判評・二一七・一七参照。
- (6) 三年時効の起算点たる被害者の認識が、加害者側の「正当な信頼」を根拠とする点については、拙稿「信頼の法理」法研五九・二・一〇〇参照。
- (7) 本判決が三年時効の起算点たる「加害者を知る」ことについて、単に損害発生の原因が予防接種であったことを知れば足るとして、違法性・有責性の法的判断を排除している点は、賛成できない。因果関係の存否もまた法的判断であり単なる事実認識の問題ではないし、被害者の認識とは自己の権利存在の認識であって、事実判断と法判断を分ける合理性はないからである。この点については、本件に先立つ東京地判・昭五九・五・一八・判時一一一八・二八(予防接種ワクチン禍事件)が、「加害者を知りたる時とは、加害行為が不法行為であることを知った時と解すべきである」として法的判断と事実認識とを一体として扱っている判旨を正当と考える。
- (8) 前掲C①クロム事件でも、原因行為時起算をとれば、三年と二〇年の期間競合の問題となるし、A系列の買収・売渡処分的事案も、各別の損害発生に対応する同一期間の競合と考えることができる(売渡処分時起算は競合する各期間の総合的処理と解しうる)。契約責任と不法行為責任との請求権競合の問題も、同時にそれぞれの責任に対応する時効競合の問題でもある。

また従来問題とされる取消権・解除権とそれから生ずる返還請求権の時効の關係も、期間競合の視点から考えられる。このように、期間競合は実際上かなり多くの場面で起るものであり、七二四条は、同一規定の中にこの解決を予定するものである。近時学説が一般に二重期間の規定について、長期を除外期間と解すべきであるとすると提案は、果して上記の期間競合・衝突の問題をどのように処理するのか、疑問なしとしない。純理の上からは、権利の存続ないし行使の期間を当初から限定する除外期間と、一定期間の権利不行使によって権利（請求権）を排除する時効とを、同一権利について設定する立法は可能であるし、それが合理的規制でもありうる。例えば、損害原因となる瑕疵の存在とか、事故発生の実事を知すべきことを被害者に義務づけ、その期間内の告知により請求権は保全され（告知なければ請求権は消滅—除外期間）、そこに保全された請求権がさらに一定期間の不行使により時効にかかる、といった規制がこれである。しかし、七二四条においては、二〇年の「除外期間性」を貫くことは三年の時効性に衝突し、三年の時効性を貫くことは二〇年の「除外期間性」に調和しないというデレンマがある。この意味では、従来の学説が自明のこととして前提とする三年期間の「時効性」もまた、二〇年除外期間説の立場では検討する余地がありうると思われる。二〇年を除外期間と解する通説は、三年と二〇年との期間競合の場合について、おそらくは、二〇年の除外期間により全体の処理をはかるものかとも想像されるが（この問題にふれる所論は見当らないが）、もしそうだとすれば、何故に除外期間による総合処理が、時効による処理に優先するかの理由が不明であるし、その結果の妥当性もまた疑わしいことは、E所掲各判旨の示す如くである。

六 結 語

以上において、近時判例の提起する七二四条後段所定の二〇年期間の適用をめぐる問題性について、極めて限られた範囲ではあるが、その様相を考察した。多様多彩な現実生活を反映して、各事案は各事案ごとの問題をほらみ、これに対応を迫られた判例理論もまた、その解釈方法論から実践的適用の結果に至るまで対立分岐し、その理論的情況は、百花繚乱というべきか、あるいは「慘憺たる」混沌と評すべきか、判例理論の今後の動向は、全く予断を許さない現状にある、というほかはないようにみえる。しかしここには、従前の学説が看過し、あるいは予期しなかつた新

たな事態の出現に直面してこれに対処しようとする理論構築と、その実践との切実な試行錯誤がみとめられるのであって、上記各系列事案の特質との関連からこれを検討してみると、そこに、ある共通の認識に基礎付けられた理論定立への指標ともいえるべきものが、おのづから看取されるように思われる。各系列ごとに考察した要点をここに抄括すれば、以下のようなものであった。

前稿にとりあげたA系列では、国と被買取者と被売渡人との三面関係における買取・売渡処分という一連の手続過程の中で、被害者に対する関係での「行為」と「損害」との間には何等かの連絡が認められること。その限りでは、各説の結論は、かなり接近しうること。

B系列では、判決より刑執行あるいは再審無罪判決に至る継続過程の処理において、被害者の権利行使可能性を顧慮して「当然救済されるべき」利益保護を貫く結果は、無期限の進行停止を認めることにより「除斥期間」の画一的固定性を否定するに至ること。

C系列においても、潜伏期間の長期にわたる進行性被害の処理上、加害行為の継続性という視点の限界が明らかとなるに及び、時効―損害発生時起算の構成が登場すること。

D系列では、登記過誤による被害発生についての原因競合、また被害者と登記記載とのかかわり合いという視点から、従来の素朴な「原因行為」概念に疑問を生ずること。

E所収の各事案においては、信義則ないし権利濫用法理の適用を機縁として、三年と二〇年との期間競合の問題が現れ、その総合的解決が要求されること。

時間の経過は、一般に過去の事態を不明曖昧にする (Verdunkelnde Macht der Zeit)。過去の不確実な事実に基づく請求権の負担から義務者を解放することが、時効あるいは除斥期間の主たる制度目的として説かれる所以である。この

論理を貫くならば、期間の性質を時効、除斥期間いずれに解するにせよ、時間経過により事態が不明瞭となる可能性がある時点から、期間は進行すべきことになる。A系列・D系列の多くの判例が、原因行為時起算説を採ることは、この論理に忠実な構成といつてよいであろう。この論旨をもっとも明快に表現するのが除斥期間—原因行為時説であるが、加害行為と損害との交錯・連絡を考慮すると、時効—損害発生時説でも、とくにA系列事案では、同様の結論に達しうるのは前述したとおりである。これに対して、被害者に権利行使の期待できないB系列事案では、単純な除斥期間—原因行為時説では処理不能となり、継続的行為論による原因行為概念の拡張と、権利行使可能時までの進行停止による、除斥期間—原因行為時説から時効—損害時説への接近・修正が認められる。

判例が、明確に時効—損害時説への転機を見出すのは、C系列事案においてである。複雑困難な因果関係の追究後に漸く明らかとされる加害行為の存在とその違法・有責性、また潜伏期間の長期にわたる疾患等の進行性被害の如きは、かなりの時間経過を経て、はじめて明らかとなる事態である（長期の困難な過程を経て誤判が明らかとなるB系列も、これに属する）。継続的行為という構成は、この新たな時間性の課題を行為概念にとり込む試みとして評価され、ある程度までの問題解決を可能とするけれども、上述のように行為時起算の原理が元来はこれとは逆の時間性の理解に立つところから、迅速解決の要求と起算点の後退というデレンマを招来することになる。

ここにおいて、従来の素朴な日常的概念を脱した行為と損害との再認識が必要となり、期間の固定的硬直的枠を破る新しい事態の処理を可能とし、なおかつ各種期間の競合・衝突の問題を総合的に解決しうる理論の定立が要請されることになる。かかる状況下において、民法学が、解釈論、立法論の面でいかなる寄与をなしうるか、なすべきかというところが、今後の課題であろう。そのための基礎作業が、綜合判例研究としての本稿において、筆者の意図するところであった。